都南自動車教習所　入所約款

この約款（以下、「当約款」）は、自動車（道交法３条に定める種類の自動車）の運転免許の取得若しくは既得の運転免許に付された限定条件の解除（以下、「限定解除」）を希望する方（以下、「入所者」）が、都南自動車教習所（以下、「当所」）の運転免許取得支援等に関わるサービスを受けるために当所と入所契約を締結して当社の教習サービス等の提供を受けるに当たり、事前にご承諾いただくものです。なお、上記以外の講習受講者については当約款の適用の対象外とします。

（当約款上の用語について）

入所	当所の教習を受けるために所定の入所契約の申込・締結手続きを行い、当所に在籍すること。
教習等	入所者が当所を卒業するまでの間に受けなければならないすべての教習内容、カリキュラム。
技能検定等	修了検定及び卒業検定（道交法施行規則 34 条）並びに限定解除審査（同規則 18 条の 5）
卒業検定等	卒業検定または限定解除審査
技能教習	自動車の運転技能に関する教習（道交法施行規則 33 条 1 項 1 号）
学科教習	自動車の運転知識に関する教習（道交法施行規則 33 条 1 項 2 号）
みきわめ	主に技能教習で使われる用語で、「教習効果の確認」ともいいます。入所者の技能教習の習得状況を確認して良好または不良（「合否」という場合もあります。）を判定します。結果が良好の場合は技能検定等の予約手続きに進むことができ、不良の場合には追加の技能教習が必要となります。
学科効果測定	学科教習で勉強した知識の修得を確認するために各段階の学科教習をすべて修了した後に行われるテストです。「みきわめ」を受けるためには、あらかじめこれに合格していなければなりません。（学科試験が免除される方には行われません。）
教習開始日	学科教習第 1 段階項目番号 1 番「運転者の心得」の受講日。ただし、学科試験が免除される方は初回の技能教習実施日。
修了証明書	修了検定の合格を証明するものです。仮運転免許証の交付手続きに必要になりますが、手続きを当所が行うことから通常は合格者に対して交付いたしません。（有効期限は合格日から 3 か月。）
卒業証明書	卒業検定の合格を証明するもので、合格者に交付します。（有効期限は合格日から 1 年。）
技能審査合格証明書	限定解除審査の合格を証明するもので、合格者に交付します。（有

	効期限は合格日から 3 か月。）
補修教習	技能検定等に不合格となった場合に再受検（再受審）の資格を得るために受ける追加の技能教習
自由教習	指定のカリキュラム以外に実施する任意の教習。通常は、「みきわめ」が良好となった後、最初の技能検定を受検するまでの間で、入所者の希望により実施する追加の技能教習をいいます。
インターバル	教習時限の終了時刻から次の教習時限の開始時刻までの時間
配車	当日の技能教習の実施を確定させるための手続きで、入所者の出席を確認して、当時限の技能教習で使用する車両番号と担当指導員を指定してお知らせします。規定の受付時間内に配車が行われないときは、キャンセルとして扱われます。
転所（転校）	入所者の、当所での教習実績を他の指定自動車教習所に引き継ぐ手続きです。転居するなど、当所に通うことが困難となった場合にはご相談ください。
MT 車、AT 車	「マニュアル車」、「オートマチック車」の略称。
教習の移行	入所者が教習を開始した後に教習種目の変更を希望した場合、この変更に関する手続きを「移行」と呼びます。MT 車の教習から AT 車の教習への移行、普通二輪車の教習から小型限定普通二輪車への移行などが可能です。ただし、上位免許の取得となるような移行は認められません。

第 1 章　入所契約、解約等

（入所の申込み）

第 1 条　入所契約の申込みは必ず入所希望者が行い、これ以外の方が入所を申し込むことはできません。

2　入所希望者は、入所の申込みに当たって当所指定の申込み用紙に必要事項を記載し、当所の指定する必要書類等を添えて当所窓口に提出しなければなりません。

（入所契約の成立）

第 2 条　入所契約は、入所者が当約款その他教習内容に応じて定められた入所契約に関する申込書類の内容に承諾して入所を申し込み、当所が入所者の運転適性並びに提出を受けた書類等を審査して入所を承認することで成立します。

2　入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には入所できません。

⑴　入所契約の内容にご承諾いただけない場合

⑵　未成年者のとき、その法定代理人による同意がない場合
⑶　法令による運転免許欠格事由に該当する場合、または現在の状態もしくは過去の経歴により運転免許を受けられない場合（※１）
⑷　法定の期限内に教習を修了できないおそれがある場合（※２）
⑸　当所の提示する教習料金を支払うことができない場合
⑹　当所以外の指定自動車教習所に在籍している場合
⑺　暴力団その他反社会的勢力に属している場合
⑻　以上の他、当所が入所を承認できないものと判断した場合。なお、当所は、入所を承認できない理由を回答する義務を負わないものとします。

3　当約款のほか、教習内容に応じて定められた申込書類記載の事項も入所契約の内容を構成するものとします。

（解約）

第３条　入所者は入所契約中であっても自己都合(他の指定自動車教習所への転所を含む。)を理由としてこれを解約することができます。この場合、事前に当所に申し出なければなりません。

2　前項の解約に伴う返金については、次のとおり扱います。
⑴　既納の料金のうち、入所金、写真代、教材費、教科書代及びオプション料金（スケジュール作成、安心プラン）は返金対象にならず、第３号の定めに基づき当所が別途定める方法により算出される教習の未受講分のみが返金対象になります。
⑵　前号に関わらず、初回の教習を受講しないうちに解約する場合には、既納の料金から事務手数料 11,000 円（うち税 1,000 円）を差し引いた金額を返金します。
⑶　前 2 号に定めるもののほか、入所契約の解約に伴う返金の詳細は、入所契約締結時に当所が入所者に交付する「退所時の返金について」によるものとします。

3　次のいずれかに該当する場合は、当所は入所契約を一方的に解約することができます。この場合の返金方法は前項に準じます。
⑴　入所契約に関して入所者から虚偽の申告があった場合。
⑵　前条第２項各号のいずれかに該当することとなった場合。
⑶　第 4 条の禁止行為が行われ、入所契約に基づく教習サービス等の提供の継続が困難であると当所が判断した場合。
⑷　入所契約成立後から１年を経過しても教習が開始されない場合。

（禁止行為）

第４条　当所は、当所の正常な営業及び所内の秩序維持のため次の行為を禁止しています。特に悪質なものや違法行為について当所が現認した場合は直ちに警察に通報します。
⑴　入所契約で定められた入所者の遵守事項に違反する行為

⑵　自らによる、または、第三者を利用した反社会的行為や迷惑行為（※３）
⑶　当所の書面による事前承諾なく教習所内（教習車内を含みます。）で撮影、録画または録音する行為
⑷　入所者に付与された教習生番号・パスワード等を第三者に貸与する行為、他の入所者の教習生番号・パスワード等を使用して教習生専用サイトにアクセス等する行為
⑸　指定場所以外での喫煙行為や感染症対策を無視する行為など、当所の衛生管理上の方針に反する行為
⑹　技能教習や技能検定等における故意による危険な運転行為
⑺　無免許運転など交通法規違反行為その他法令に違反する一切の行為
⑻　当所の職員または他の入所者に対する誹謗中傷行為その他迷惑行為
⑼　その他、当所の正常な営業または所内の秩序維持を妨害し、もしくは妨害するおそれのある行為

第２章　営業内容、期限等

（教習種目）
第 5 条　当所は、神奈川県公安委員会による指定を受けて次の教習種目に係る教習を実施し、当所の行う技能検定等に合格した入所者に対してはその証明書を発行します。
⑴　普通自動車第一種免許に係る教習
⑵　普通自動車第二種免許に係る教習
⑶　普通自動二輪車免許に係る教習
⑷　大型自動二輪車免許に係る教習
⑸　大型特殊自動車免許に係る教習
⑹　第 1 号または第 2 号に係る教習で、運転免許の条件に AT 車限定や特定後写鏡装着等の条件が付されるもの。
⑺　第 3 号に係る教習で、運転免許の条件に小型二輪限定や AT 小型二輪限定の条件が付されるもの。
⑻　運転免許に付された AT 限定、小型二輪限定、AT 小型二輪限定条件等の解除に係る教習（以下、「限定解除教習」といいます。）

（仮運転免許に関する事務）
第５条の２　入所者は、仮運転免許（以下、「仮免許」といいます。）の申請に関する事務及び交付を受けた仮免許証の保管に関して当所に一任することとします。

（基準教習時限と教習内容）

第５条の３　入所者は、当所の指定するすべての教習等を受けなければなりません。
２　入所者は、前項の教習等に関し、法定の基準教習時限以上を受けなければなりません。

（営業日、時間割等）
第６条　当所は、原則として、年末年始（12 月 29 日から翌年１月４日まで）および毎週月曜日を教習等の休業日とし、これ以外を営業日とします。ただし、やむを得ない事由がある場合、営業日や休業日が変更することがあり、当所はあらかじめ入所者にホームページを利用するなどしてこれを伝達しなければならず、また、入所者はこれを承諾するものとします。
２　技能教習及び学科教習は、法定により１時限当たり 50 分間の単位で実施します。当所では１時限目から 10 時限目までの時間割に区分し、それぞれの時限の開始時刻を次のとおり設定します。
１時限目（９時 10 分）、２時限目（10 時 10 分）、３時限目（11 時 10 分）、
４時限目（13 時 00 分）、５時限目（14 時 00 分）、６時限目（15 時 00 分）、
７時限目（16 時 00 分）、８時限目（17 時 10 分）、９時限目（18 時 10 分）、
10 時限目（19 時 10 分）
３　教習等の実施日
⑴　技能教習、学科教習及び学科効果測定は、原則として、すべての営業日において実施します。
⑵　学科教習については、別紙「学科時間割表」の時間割に従って行います。
⑶　技能検定等については、営業日のうち、次の予定で実施します。（国民の祝日にあたる場合を含みます。）
・　修了検定、仮免時適性検査及び仮免学科試験・・・　火曜日、木曜日、土曜日
・　卒業検定（普通自動車を使用するもの）・・・・・・水曜日、金曜日、日曜日
・　卒業検定（自動二輪車を使用するもの）・・・・・・水曜日、日曜日
・　卒業検定（大型特殊自動車を使用するもの）・・・・火曜日、木曜日、土曜日
・　限定解除審査（普通自動車を使用するもの）・・・・火曜日、木曜日、土曜日
・　限定解除審査（自動二輪車を使用するもの）・・・・水曜日、日曜日

（期限）
第７条　教習等に関わる各期限は次のとおりです。
⑴　教習期限
教習開始日から９か月（ただし、大特教習及び限定解除教習は３か月）。この期限内にすべての教習を修了（みきわめ合格）すると、その日から新たに検定期限（限定解除教習の場合は審査期限）が発生します。
⑵　修了証明書の有効期限

修了検定に合格した日から 3 か月。修了証明書の有効期限内に仮免時適性検査・仮免学科試験に合格することで、仮運転免許証の交付を受けられます。

⑶　仮免許の有効期限

仮免時適性検査・仮免学科試験の合格から 6 か月。なお、仮免許の有効期限が失効すると第 2 段階の技能教習を受けられず、また、卒業検定を受検できなくなります。

⑷　検定期限

すべての教習を修了した日（卒業検定の受検資格を得ることとなる最終みきわめが良好となった日）から 3 か月。検定期限内に卒業検定に合格することで卒業証明書が発行されます。限定解除審査の審査期限についても同様の扱いです。

⑸　卒業証明書の有効期限

卒業検定に合格した日から 1 年。運転免許を取得するには、この期限内に、運転免許センターで行われる運転免許試験（適性試験、学科試験）に合格しなければなりません。卒業証明書の有効期限内であれば、運転免許試験のうち技能試験は免除されます。

⑹　技能審査合格証明書の有効期限

限定解除審査に合格した日から 3 か月。この期限内に運転免許の限定解除手続きをしなければなりません。

（期限と入所契約の関係等）

第 7 条の 2　教習期限の到来により入所契約は自動的に終了します。ただし、検定期限等が発生している場合は、卒業検定や限定解除審査の合格をもって入所契約は自動的に終了します。

2　検定期限等の発生後は、卒業検定等、自由教習及び補修教習以外の教習等は受けられません。ただし、第 7 項の扱いを妨げません。

3　入所契約の解約後または終了後に再び入所を契約する場合、前入所契約中に実施された教習を引き継ぐことはできません。

4　検定期限満了日と当所規定の卒業検定実施日が一致しない場合、検定期限満了日の直前の卒業検定の実施日が実質的な期限となります。修了検定や限定解除審査においてもそれらの実施日と期限の最終日とが一致しない場合は同様の扱いとなります。

5　検定期限内に仮免許が失効した場合には、運転免許センターで仮免許を受けることにより検定期限内に限り卒業検定の受検が可能です。

6　修了証明書の有効期間内に仮免許を取得できなかった場合は、教習期限が到来するまでの間に限り再び当所において修了検定を受けられます。

7　仮免許が失効した場合は、教習期限が到来するまでの間に限り、再び当所において修了検定を受けられます。ただし、有効な仮免許を保有して入所したことにより第 1 段階の教習が免除され第 2 段階の教習から開始した入所者の仮免許が失効した場合には、この限りではありません。

８　自己都合（学業や仕事の予定、転居、その他生活上の理由など）による期限の延長変更は一切認められていません。国や自治体の施策による場合や突発的なケガや病気等で入院した場合など、長期にわたって教習を受けられない特別な事情が生じた場合は期限の取扱いについて運転免許センターに相談して指示を受ける場合がありますが、延長が保証されるものではなく（当所自身に延長を認めるかどうかの裁量もありません。）、延長が認められなかった場合でも当所は一切の責任を負いません。

第３章　教習等の手続き等

（教習等の受講手続きの原則）

第８条　教習等を受けるためには、別紙「料金表」に掲げる料金を前払いし、かつ、第１１条に定める教習等の予約をしなければなりません。

２　前項にかかわらず、他の入所者により予約の取り消し（以下、「キャンセル」といいます。）があった場合には、入所者は予約をしないで教習等（ただし、技能検定等、仮免時適性検査及び仮免学科試験を除きます。）を受けることが可能です。

（料金の支払いと予約）

第９条　教習等の料金は、料金表の料金項目ごとの前払い制で、料金が不足している場合には予約を取得できません。

２　料金は当所に備付けの入金機を利用して現金によりお支払いください。なお、銀行振込や当所指定のクレジット会社との契約による支払いを希望する場合には、事前に当所に申し出ることが必要です。

（追加料金）

第１０条　次の場合は、料金表の料金項目ごとに、その回数に応じた追加の料金が必要です。ただし、入所料金オプションの安心プランが適用される場合は、第１号、第２号（ただし、再受検１回当たり１時限分）、及び第４号の場合については追加料金が発生しません。

⑴　基準教習時限で教習が修了しないことによる追加の教習を受ける場合

⑵　補修教習を受ける場合

⑶　自由教習を受ける場合

⑷　技能検定等を再受検する場合

⑸　仮免時適性検査や仮免学科試験を再受験する場合

⑹　キャンセル料金が発生した場合

（予約）

第１１条　技能教習、学科教習、学科効果測定、技能検定等、仮免時適性試験及び仮免学科試験については、入所者からの予約を受け付けることにより実施します。

２　入所者は次の方法により教習等の予約を取得してください。なお、入所契約後のプラン変更には応じかねます。

⑴　当所が入所者の卒業までの予定を作成するオプションプラン（以下、「スケジュールプラン」）をお申し込みの場合

- 技能教習、学科教習、学科効果測定の予約は当所が取得します。または、当所が予約の取得について調整します。
- 技能検定等、仮免時適性検査・仮免学科試験の予約は、当所窓口において入所者による手続きが必要です。

⑵　上記⑴以外（以下、「一般プラン」といいます。）でお申し込みの場合

- 技能教習、学科教習、学科効果測定の予約は、当所ホームページ経由または当所に備付けの予約機をご利用ください。
- 技能検定等、仮免時適性検査・仮免学科試験の予約は、当所窓口において入所者による手続きが必要です。

３　技能教習の予約は、前項のプラン別に次の時限数分の取得を可能とします。

⑴　スケジュールプランの方は卒業までの必要時限数

⑵　一般プランの方は教習種目別に規定する時限数分（２時限分、3 時限分など）

４　当所は、繁忙時期その他やむを得ない事由により予約が混雑する状況にある場合には、予約の受け入れを制限するなどの措置をとることがあります。

５　繁忙時期その他やむを得ない事由により予約が混雑する状況にある場合、入所者が希望する日時の予約が取りづらい状況や、他の入所者のキャンセルを定期的に確認頂いた上で予約を取得頂く状況が生じることがあります。

（キャンセルの期限、キャンセルの方法）

第１２条　入所者が自己の都合により取得済みの予約に係る教習等を受けられない場合は、その予定日の前日（前日が休業日の場合は前々日）の最終時限開始時刻までにこのキャンセル手続をしなければなりません。

２　前項のキャンセル手続が行われなかった場合には、当所規定のキャンセル料金が発生し、この支払いが完了するまでは予約を取得できなくなります。ただし、学科教習及び学科効果測定のキャンセルに関しては、キャンセル料金は発生しません。

３　予約のキャンセル手続の方法は次のとおりです。当所窓口への申し出又は電話連絡による申し出を頂く場合、当所の営業時間中に限り受け付けるものとします。

⑴　技能教習、学科教習、学科効果測定の予約をキャンセルする場合

当所窓口への申し出、電話連絡による申し出、当所ホームページ経由または予約機の予約画面での操作

⑵　技能検定等、仮免時適性検査及び仮免学科試験の予約をキャンセルする場合
当所窓口への申し出、電話連絡による申し出

４　技能検定等のキャンセル後に、再び受検を予約する場合は、原則として当所窓口で直接申し込まなければなりません。

５　遅刻により教習等を受けられなかった場合や入所者都合で教習等を中断する行為（学科教習の受講中に一時退室するなど）があった場合には、これらを本条にいうキャンセルとみなします。

（教習等の当日の手続き）

第１３条　教習等の当日は次の事前の手続きが必要です。なお、遅刻があったときは、法令上の理由などから厳格に対応しますので（秒単位の遅刻も認められない場合があります）、時間厳守でお願いいたします。

⑴　教習原簿を受け取ること。（ただし、当所が教習原簿の受け取りを不要としてあらかじめ入所者に通知している場合を除きます。）

⑵　技能教習の場合には指定の時間内に配車を受け、指定の場所で待機すること。

⑶　学科教習の場合はインターバルに教室に入室すること。

⑷　技能検定等の場合は、検定説明の開始時間までに指定の教室に入室すること。

⑸　学科効果測定の場合は、開始時間までに学科効果測定室に入室すること。

⑹　仮免時適性検査、仮免学科試験の場合は開始時間までに指定の教室に入室すること。

２　教習等の終了後は、引き続き教習を受けるなど所内に滞在する場合を除き、教習原簿を指定場所に返却してください。また、自動二輪車に係る教習の場合は、ゼッケンなどの貸出し用品を返却してください。

（教習の方法）

第１４条　教習等は次の方法で行います。

⑴　技能教習は、入所者の運転する車に教習指導員が同乗し、または教習指導員の運転する車に入所者が同乗して行います。ただし、自動二輪車の教習の場合は、入所者の運転する車を教習指導員が追尾するなどの方法で行います。また、運転シミュレーターによる教習の場合は、当該装置を設置している教室内で行います。

⑵　学科教習は教室内で行います。聴講方式の他、実習方式、ディスカッション方式で行われるものもあります。

⑶　学科効果測定は教室内でパソコン端末を使って行います。

⑷　仮免時適性検査・仮免学科試験は、教室内で行います。運転免許試験に準じた方法により実施します。

⑸　技能検定等は、入所者の運転する車に技能検定員が同乗して行います。ただし、自動二輪車に係る技能検定については、入所者の運転する車を技能検定員が追尾する方法

により行います。

第４章　その他

（免責事項）

第１５条　教習等において発生した事故については、当所の責に帰すべき事由がある場合を除き、当所は責任を負いません。なお、入所者が教習等において当所又は当所担当者の指示に従わないことにより入所者が負傷その他損害を被った場合、その治療等にかかる費用その他の損害はすべて入所者の負担になります。

２　当所は、次の場合には教習等を中止して入所者及び担当者らの安全確保に努めます。この場合の教習等の進捗の遅延発生に関して当所は責任を負いません。

⑴　著しい悪天候の場合

⑵　自然災害が発生し、または発生するおそれのある場合

⑶　交通事故の当事者になった場合

⑷　車両が突発的に故障した場合

⑸　交通事故の現場に遭遇し、この救助活動に当たる場合

⑹　入所者が体調不良を起こした場合

⑺　その他、教習の継続が困難であると当所が判断した場合

３　入所者は次の場合には当所に速やかに申し出なければなりません。これを申し出なかったことにより不利益が生じた場合、当所はその責任を負いかねます。

⑴　当所に提出した個人情報や運転免許の要記載事項等に変更があった場合

⑵　第２条の入所契約が不成立となる要件又は解約要件に該当することとなった場合

⑶　妊娠が判明したとき。

⑷　その他、教習等の実施または成立に関して疑義が生じるおそれのある場合

（各種トラブルや事故防止に関する取り組み）

第１６条　当所は、教習中の事故防止を図るため次の取組みを実施しており、入所者はこれに協力するものとします。

⑴　入所者の体調を確認すること。

⑵　技能教習や技能検定等において、その教習等の担当者が運転者に代わって助手席からハンドルやブレーキを補助的に操作することや、運転者に対して危険防止のための声掛けを行うこと。

⑶　呼気や挙動が不審な場合に、入所者に対してアルコール検査を実施すること。

⑷　むやみに教習コースに立ち入らないように注意を与えること。

⑸　自動二輪車教習において当所の貸与するゼッケン、プロテクターを着用頂くこと。

⑹　その他、当所が事故防止を図るために取り組むこと。

２　入所者は、各種のトラブル防止のため次の事項を遵守するものとします。

⑴　自己の所有物を適切に管理し、紛失や盗難を防止すること。

⑵　教習等に適切な服装、履物及びその他装備品を着用すること。

⑶　教習原簿を所外に持ち出さないこと（教習原簿の撮影も禁止します。)。

⑷　その他、トラブル防止のために当所が必要と認めたこと。

（自家用車で来所する際の遵守事項）

第１７条　入所者は、自転車、バイク、自家用車で来所する際は次の事項を遵守するものとします。

⑴　バイクや自家用車で来所する場合は有効な運転免許証を必ず携帯すること。

⑵　不要なアイドリングを避けること。

⑶　違法駐車しないこと。

⑷　盗難防止の措置を講ずること。

⑸　周囲に無用な不安を与えるような改造車両を使用しないこと。

⑹　ナンバープレートを折り曲げるなどの加工をしないこと。

⑺　成光学園敷地内を通行するときには成光学園の指示する方法に従うこと。

⑻　その他、自転車、バイク、自家用車の運転時に遵守すべき事項に従うこと。

（個人情報）

第１８条　当所は、入所者の個人情報を、当所が定める個人情報保護方針に従って取得・利用・管理します。

都南自動車教習所個人情報保護方針：

https://www.tonan-go.jp/policy/

（合意管轄裁判所）

第１９条　当所と入所者との間の一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（当約款の変更）

第２０条　当所は、当約款を変更することができます。当約款を変更する場合、当所は、当所のホームページにて当約款を変更する旨及び変更後の当約款の内容並びにその効力発生時期を告知します。ただし、軽微な変更については告知をせず随時行うことがあります。

※１　法令による運転免許欠格事由に該当する場合、または現在の状態もしくは過去の経

歴により運転免許を受けられない場合

1　年齢が受検可能資格年齢に満たない場合

2　次の一定の病気がある場合

⑴　統合失調症

⑵　てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、認知症

⑶　躁うつ病、重度の睡眠障害

⑷　アルコール、麻薬等中毒

3　次の自動車等の安全な運転に支障のある症状がある場合

⑴　過去５年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含む）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。

⑵　過去５年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。

⑶　過去５年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週３回以上となったことがある。

⑷　過去１年以内において、次に掲げるいずれかに該当したことがある。

ア　飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を３日以上続けたことが３回以上ある。

イ　病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが３回以上ある。

⑸　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

4　次の経歴を有し、運転免許の欠格期間を経過していない場合

⑴　運転免許の取消処分、拒否処分、または国際運転免許等で 6 か月を超える期間の運転禁止処分の経歴がある。

⑵　無免許運転や重大違反そそのかし等の経歴がある。

※２　期限内に教習を修了することが困難となるおそれのある例

⑴　仮免許の有効期限が切迫している場合

⑵　他の指定自動車教習所から当所に転入する場合、教習期限または仮免許期限が切迫している場合

⑶　言語理解力や学習能力が不足していることにより、教習が著しく遅滞し、または、運転免許試験への合格が困難であると当所が判断した場合

⑷　転居予定があるなど、教習を修了するための期間の確保が困難である場合

※３　反社会的行為の例

⑴　暴力的な要求

⑵　法的な責任を超えた不当な要求
⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当所の信用を毀損し、または当所の業務を妨害する行為
⑸　法律、法令違反行為またはこれを助長する行為
⑹　犯罪行為またはこれを予告、関与、助長する行為
⑺　誹謗中傷や嫌がらせ
⑻　周囲に不安を与えるような服装等をすること（タトゥー類をひけらかすような行為を含む）